



# 1

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

市岡保管所鋼板塀倒壊に伴うネットフェンス設置工事（緊急）

### 2 契約の相手方

北川ヒューテック（株）

### 3 随意契約理由

本工事は、市岡保管所の鋼板塀の修繕が不可能となったため、新たにネットフェンスの設置を行うものである。

9月4日の台風21号により鋼板塀が完全に倒れて隙間が空いている箇所や、鋼板塀が保管所側に傾いている箇所があることが判明した。

また、10月1日の台風24号により鋼板塀が傾いている箇所がさらに道路側に傾き工営所に依頼し暫定処置しているところである。

このため、機械警備はしているものの外部からの侵入が容易になり、保管している撤去自転車盗難されたり、再度強風がきた際に傾いている鋼板塀が道路側に倒れる恐れがあるため至急フェンス設置工事を実施する必要がある。

なお、業者選定に当たっては、現在、市岡工営所管内において当局発注工事を施工中であるネットフェンス工事業者のうち唯一、施工体制の確保が可能な上記業者に随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

### 5 担当部署

建設局企画部方面調整課自転車対策担当（電話番号 06-6615-6683）